資料1

久喜市地域防災計画の主な見直し事項

◎久喜市防災計画改訂の背景

近年、全国各地で風水害や地震等の自然災害が相次いで発生しており、こうした近年の大規模災害の傾向や今後発生が想定される南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の被害想定から、「頻発化」「激甚化」「広域化」「長期化」といったことが災害の特徴として挙げられます。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、「新しい生活様式」を踏まえた避難所運営や分散避難等の対応が必要な状況となっています。

本市においては、令和元年東日本台風（台風第 19 号）において、河川の増水に伴う避難情報の発令や避難所の開設・運営など、様々な対応に追われることとなりました。

このような状況下、本市では、令和元年東日本台風（台風第 19 号）における災害対応の課題や教訓を踏まえるとともに、近年の災害を踏まえて改正された防災に係る法制度や各種ガイドライン、上位計画である国の「防災基本計画」や「埼玉県地域防災計画」（以下「県防災計画」という。）等との整合を図りつつ、市防災計画をより実効性の高い計画とするため、その改訂を行うこととしました

主な改訂のポイントは以下のとおりです。

Ⅰ　法制度や上位計画(国の防災基本計画、県防災計画)等との整合

Ⅱ　令和元年東日本台風（台風第 19 号）の本市における課題等を踏まえた見直し

◎協議事項

１.改訂のポイント

Ⅰ　法制度や上位計画（国の防災基本計画、県防災計画）等との整合

市防災計画は、直近では平成 31 年３月に改訂を行っています。その後、令和元年東日本台風（台風第 19 号）など、全国各地で自然災害が発生しています。これらの災害の課題や教訓を踏まえ、災害対策基本法や水防法等が改正されたほか、災害対応に係る各種ガイドラインの更新等が行われています。また、こうした状況を踏まえ、県防災計画が見直され、令和３年３月に公表されました。

本市においても、これらの法改正や上位計画である国の防災基本計画、県防災計画との整合を図るため、計画の見直しを行いました。

【市防災計画における主な改訂内容】

（１）災害対策基本法の改正や避難情報に関するガイドラインの改定をふまえた体制・防災体制の強化

● 災害対策基本法改正に基づく避難情報及び警戒レベルの運用を踏まえた見直し

【これまでの警戒レベルと避難情報】

警戒レベル5	災害発生情報
警戒レベル4	避難指示（緊急）
	避難勧告
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始

【災害対策基本法改正後の警戒レベルと避難情報】

警戒レベル5	緊急安全確保
～～警戒レベル4までに必ず避難！～～	
警戒レベル4	避難指示
警戒レベル3	高齢者等避難

⇒参照：P128 第２編 風水害編－第２章－第９節 －「第１ 避難活動」
⇒参照：P438 第４編 震災対策編－第２章－第 10 節－「第１ 避難活動」

● 避難の考え方や避難に関する情報への理解促進など、適切な避難を促す普及啓発活動の充実化

・「自らの命は自らが守る」自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知
・誘導体制の確立（タイムライン作成・周知）
・指定避難所の見直し（補助避難所である市内中学校及び高等学校を拠点避難所に変更）

⇒参照：P35 第１編 総則編－第２章－第７節－第１－「４ 避難場所等の周知」

⇒参照：P37 第１編 総則編－第２章－第７節－第４－「１誘導体制の確立」

⇒参照：P64 第２編 風水害編－第１章－第２節－「第５ 発災前の避難決定及び市民への情報提供」

⇒参照：P333 第４編 震災対策編－第１章－第 12 節－第 11－「1 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保」

⇒参照：P336 第４編 震災対策編－第１章－第 12 節－第 11－「４ 避難誘導体制の整備」

● 避難行動要支援者に対する個別避難計画策定の推進等の支援体制の強化

・高齢者、障がい者その他の要配慮者を適切に避難誘導（防災主管部局・福祉部局等が主体、福祉専門職（ケアマネージャー・相談支援専門員等））追加

・初期情報の伝達及び安否の確認・救助における個別避難計画の活用

※個別避難計画＝要支援者について、災害時の避難経路を設定し、当該行程において地域の避難支援者が「どのようなサポートを実施するか」を定めておくもの。

⇒参照：P38 第１編 総則編－第２章－第７節－第４「３ 要配慮者にかかる避難誘導体制の整備」

⇒参照：P156 第２編 風水害編－第２章－第９節－第６「２ 要配慮者に対する対策」

⇒参照：P336 第４編 震災対策編－第１章－第 12 節－第 11「４ 避難誘導体制の整備」

（２）平成 28 年熊本地震等の教訓をふまえた防災体制の強化

● 外部からの人的、物的支援を迅速かつ円滑に受け入れるための受援体制の整備

・災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄（推奨１週間分）

・国等、外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、受入体制を整備

⇒参照：P40 第１編 総則編－第２章－第８節－「第1 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制」

⇒参照：P203 第２編 風水害編－第２章－第 16 節－「第１ 地方公共団体等による派遣隊等の受入れ」

⇒参照：P318 第４編 震災対策編－第１章－第 12 節－「第３他都市及び防災関係機関との連携及び応援体制」

⇒参照：P406 第４編 震災対策編－第２章－第５節－第１－「３ 応援要請」

⇒参照：P413 第４編 震災対策編－第２章－第６節－「第１ 地方公共団体等による派遣隊等の受入れ」

⇒参照：P558 第５編 広域応援編－第１節－「第３ 広域応援要員派遣体制の整備」

● 在宅避難者や車中等に避難している被災者に係る情報把握及び生活環境確保のための支援体制の整備

・避難者の健康状態の悪化や災害関連死の防止

・避難所避難者や避難所外避難者の良好な生活環境確保

⇒参照：P34 第１編 総則編－第２章－第７節（冒頭）
⇒参照：P139 第２編 風水害編－第２章－第９節－第３－「２ 避難所の管理・運営」
⇒参照：P447 第４編 震災対策編－第２章－第 10 節－第２－「２ 避難所の管理・運営」

● 災害廃棄物の処理体制確保に係る見直し、更新

・施設の耐震化、不燃堅牢化

・災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き準備等

⇒参照：P46 第１編 総則編－第２章－第 10 節－第１－「３ ライフライン施設等の機能の確保」
⇒参照：P294 第３編 震災対策編－第１章－第４節－第３－「６ 産業廃棄物処理施設対策」

（３）その他の改訂

● 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた避難所運営等の見直し

・分散避難の周知、避難所受付時の検温、消毒等感染症対策の徹底

・健康状態に合わせた避難場所、スペースの確保

⇒参照：P141 第２編 風水害編－第２章－第９節－第３－「２ 避難所の管理・運営」
⇒参照：P449 第４編 震災対策編－第２章－第 10 節－第２－「２ 避難所の管理・運営」

● 女性や要配慮者、性的少数者への配慮を踏まえた避難所運営等の見直し

・だれでも利用できる施設（トイレ、クールダウンスペース等）の設置

・ＬＧＢＴＱなど性的少数者のプライバシー確保

⇒参照：P140 第２編 風水害編－第２章－第９節－第３－「２ 避難所の管理・運営」
⇒参照：P448 第４編 震災対策編－第２章－第 10 節－第２－「２ 避難所の管理・運営」

● 「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う措置」に変更、発表に伴う対応措置の更新

・名称変更に伴う変更

⇒参照：P362 第４編 震災対策編－第２章－第１節－第１－「１ 配備体制」
⇒参照：P367 第４編 震災対策編－第２章－第１節－第２－「１ 災害対策本部の設置」
⇒参照：P532 第４編 震災対策編－「第４章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置」

Ⅱ　令和元年東日本台風（台風 19 号）の久喜市における課題等を踏まえた見直し

令和元年東日本台風（台風 19 号）では、人的被害は確認されなかったものの、５件の床上浸水が確認されたほか、利根川・荒川やその支川等の増水により氾濫の危険が生じました。

本市では、令和元年 10 月 12 日の午後 2:00 に災害対策本部を設置し、国や県等の関係機関と連携し対応にあたりました。また、水害の危険性に応じ、市内全域に避難勧告を発令しました。

このときの災害対応に関しては、段階的な避難所開設・職員参集の結果、避難所開設に影響が生じたほか、「防災行政無線の音声が聞こえない」「市からの情報が届かない」等の市民への情報伝達に関する課題などが挙げられました。

上記の災害対応に関する課題等をふまえ、主に以下の事項について見直し、更新を行いました。

【市防災計画における主な改訂内容】

（１）初動体制の見直し

● 令和元年東日本台風（台風 19 号）における課題を踏まえた、警備体制、警戒体制及び非常体制の配備基準及び活動内容の見直し

・配置基準の目安時間及び水位の変更

⇒参照：P67 第２編 風水害編－第２章－第１節－第１「１ 体制の種別及び配備区分」

（２）災害対応の役割の明確化

● 令和元年東日本台風（台風 19 号）における課題を踏まえた、避難情報の判断基準の見直し

・適切なタイミングでの避難情報発令

⇒参照：P128 第２編 風水害編－第２章－第９節－第１「１ 高齢者等避難、避難指示」

（３）避難体制の強化

● 令和元年東日本台風（台風 19 号）での課題や想定最大規模降雨による洪水浸水想定を踏まえた、避難所の設置及び開設の方法の見直し、並びに市内河川の特性や浸水等の危険性を鑑みた避難のあり方に関する見直し、更新

・避難所の開設目安、タイミング及び受入体制

⇒参照：P137 第２編 風水害編－第２章－第９節－「第２ 自主避難のための滞在施設の提供」
⇒参照：P138 第２編 風水害編－第２章－第９節－「第３ 避難所の設置・運営」

（４）情報伝達手段の充実化

● メール配信や SNS など、多様な手段を活用した情報伝達体制の整備、及び市民への周知・啓発の推進

・情報伝達ツールの多重化

⇒参照：P32 第１編 総則編－第２章－第６節－「第１ 情報伝達体制の整備、第２ 防災行政無線の整備」
⇒参照：P113 第２編 風水害編－第２章－第６節－「第３ 市民への広報」
⇒参照：P394 第４編 震災対策編－第２章－第３節－「第３ 市民への広報」
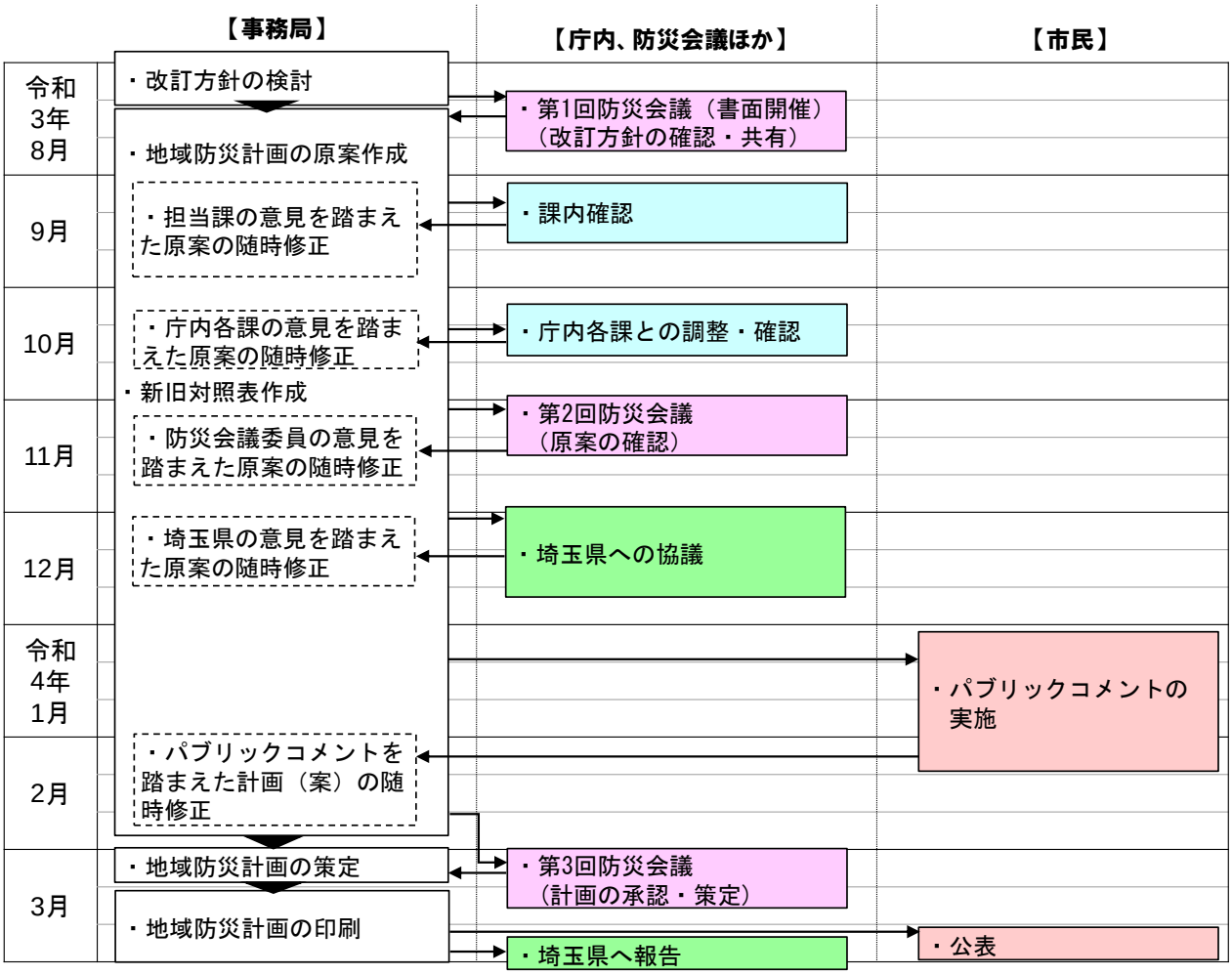
２.改訂のスケジュール